

めん類飲食店

賠償責任共済

——— 店舗賠償責任保険+自家共済（顧客の傷害見舞金） ———

めん類飲食店
経営者の皆さま

予測不能な事故への備え、 十分にできていますか？

近年は、賠償責任に対する意識が高まり、
一回の賠償事故における支払額も高額化しています。

食中毒

営業
停止

対人
賠償

対物
賠償



加入申込締切日

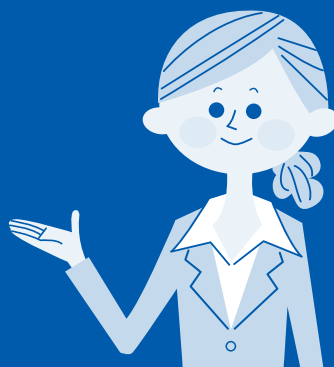
2018年11月22日（木）

※中途加入もできます。詳細はパンフレット内記載の「申込方法」をご確認ください。

保険期間

2018年12月10日午後4時から2019年12月10日午後4時まで

本制度を 経営リスク軽減に お役立てください！



皆さまが経営されるめん類飲食店には様々な危険が潜在しています。

近年は、賠償責任に対する意識が高まり、

一回の賠償事故における支払額も高額化しています。

万一これらの事故に遭われた場合は、

高額な支払いによって、経営が脅かされるだけでなく、

一度失いかけた信用を取り戻すのは難しいことです。

こうした現状を踏まえると事前の対策は不可欠であり、

日麺連では「めん類飲食店賠償責任共済」をお薦めしています。

この共済は、皆さまの安定した経営を支えます。



めん類飲食店賠償責任共済 加入のメリット



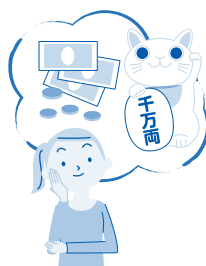
1. さまざまな賠償リスクを 幅広く補償！

お店の過失等による賠償責任を補償します。万が一の事故の際にも安心して対応することができます。



2. スケールメリットにより 納得の保険料！

日本麺類業団体連合会によるスケールメリットを活かした保険料でご加入いただけます。



3. 見舞金制度！

お客様が店内で怪我をしてしまった場合にお見舞金をお支払いします。
※お店側に過失がない場合に限りです。



このような事故リスクが考えられます。



提供した料理による食中毒が発生。
複数のお客様が被害に遭った。



店員が誤って料理や飲み物をこぼして、お客様の衣類を汚損したり、やけどをさせた。



自転車で出前中歩行者と衝突し、その歩行者がケガで入院してしまった。



お店の管理不足に起因して店先の看板が転倒、お客様の車を破損させた。



食中毒の発生により休業し、営業利益が減少した。



店舗内で爆発が発生し、お客様にケガをさせた。

<ご注意>

- 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要となります。
- <示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。>
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者の示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- 日本国外において発生した事故は、保険の対象とはなりません。
- 対象となるお店
この保険では、日麺連の構成員であり建物内の店舗面積が1,500m²以下の飲食店・小売店および卸売店が対象となります。仕出し専門店や弁当専門店等の業種については対象外となりますのでご注意ください。



\\ 具体的なイメージを膨らませましょう! //

活用事例集

事例1 >> 対人賠償

提供した料理による食中毒が発生。
複数のお客様が被害に遭った。

／ 支払額

682,000円

事例2 >> 対人賠償

自転車で出前中、不注意で歩行者と衝突し、ケガをさせてしまった。

／ 支払額

431,490円

事例3 >> 対人・対物賠償

注文品を誤ってお客様にかけてしまい、火傷を負わせ、衣類を汚してしまった。

／ 支払額

173,740円

事例4 >> 対物賠償

店舗内給排水設備の事故により、階下店舗に漏水、商品に損害を与えた。

／ 支払額

867,298円

事例5 >> 対物賠償

店舗駐車場にて、停車中の自転車を、従業員が動かそうとしたところ、誤って自転車を倒し、他のとめてあった自動車を損傷した。

／ 支払額

187,500円



各項目の補償額と掛金

補償の種類	支払限度額		免責金額 ^{*2}
店舗賠償責任保険	身体障害・財物損壊 賠償責任共通 ^{*1} (基本支払限度額)	施設賠償危険 1名・1事故 業務遂行危険 1名・1事故 生産物賠償危険 1名・1事故・保険期間中	1億円限度 3,000円
	人格権侵害	1名・1事故・保険期間中につき	100万円限度 ※基本支払限度額の内枠となります。
	受託物賠償責任	1事故・保険期間中につき	10万円限度 ※基本支払限度額の内枠となります。
	顧客の携行品損害	1名につき	10万円限度
		1事故・保険期間中につき	100万円限度 ※基本支払限度額の内枠となります。
	食中毒利益補償	1事故につき (約定支払期間)	1,500万円限度 (1か月限度)
自家共済	顧客の傷害見舞金	1名につき 死亡・後遺障害	10万円*
		1名につき 入院	2万円
		1名につき 通院	5,000円

*障害の度合いにより、10万円に一定の割合を乗じた額になります。

●自家共済の「顧客の障害見舞金」は、店側に法律上の賠償責任が生じなかった場合にのみお支払いします。

年間掛金	10,000円 ^{*3*4}
------	-------------------------

*1 1事故あたり身体障害 (対人) 賠償・財物損壊 (対物) 賠償の区別を問わず合算した支払限度額となります。

*2 免責金額とは、1事故あたりの自己負担額をいいます。

*3 この団体保険契約全体の総支払限度額は保険期間中につき3億円となります。

*4 掛金10,000円の内訳は保険料6,000円と共済運営費4,000円です。詳細は、日廻連までお問い合わせください。

中途加入掛金表			
責任期間	合計	保険料	共済運営費
1/10～	9,170円	5,500円	3,670円
2/10～	8,330円	5,000円	3,330円
3/10～	7,500円	4,500円	3,000円
4/10～	6,670円	4,000円	2,670円
5/10～	5,830円	3,500円	2,330円
6/10～	5,000円	3,000円	2,000円
7/10～	4,170円	2,500円	1,670円
8/10～	3,330円	2,000円	1,330円
9/10～	2,500円	1,500円	1,000円
10/10～	1,670円	1,000円	670円
11/10～	830円	500円	330円

■中途加入の場合は、毎月10日を加入日 (補償開始日) として、随時受け付けております。

補償内容のあらまし



保険金をお支払いする主な場合（保険期間中に日本国内で発生した事故につき、下記の賠償責任等が補償されます）

補償の種類		補償の内容
店舗賠償責任保険	施設・業務危険補償	被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が、店舗 ^(注) の所有、使用もしくは管理、または店舗 ^(注) の用法に伴う仕事の遂行に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金（損害賠償金や争訟費用等）をお支払いします。 (注) 店舗に付属する駐車場、作業場等の付帯設備および収容動産を含み、併用住宅である場合の住宅部分を除きます。
	生産物危険補償	被保険者が、以下のいずれかの事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ○被保険者によって製造、販売または提供された商品、製品、飲食物等の財物（以下「生産物」といいます。）が他人に引き渡された後のその生産物に起因して生じた事故 ○店舗の用法に伴う仕事の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後生じた事故
	人格権侵害補償	被保険者が、施設の所有、使用もしくは管理または仕事の遂行に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害
	受託財物補償	店舗内でお客さまから預かって保管するコート、手荷物等の財物 ^(注) を損壊した、紛失した、または盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 お支払いする損害賠償金の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。また、被害受託物の使用不能および収益減少に基づく損害は保険金のお支払い対象にはなりません。 (注) 現金、有価証券、宝石・貴金属等の貴重品や自動車（自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）は対象となりませんのでご注意ください。
	携行品損害補償	携行品の紛失または盗取（詐欺を含みます。）について被保険者が商法第594条第2項に基づく損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
自家共済	食中毒・特定感染症利益補償	次の①から③までのいずれかの事故が発生した場合において、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。）に対して、保険金をお支払いします。 ① 加入者証記載の被保険者の店舗（以下「店舗」といいます。）における食中毒の発生、または店舗において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所管保健所長に届出のあったものに限りします。 ② 店舗における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の適用を受ける特定感染症（一類感染症・二類感染症・三類感染症・指定感染症・新感染症）の発生 ③ 店舗が食中毒または特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における、保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置
	顧客の傷害見舞金	お客様が店内でケガをした場合の見舞金（店側に法律上の賠償責任が発生しない場合に限りします）

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。（店舗賠償責任保険）

店舗賠償責任保険（食中毒利益補償特約除く）お支払いの対象となる損害

損害の種類	補償の内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

食中毒利益補償特約の保険金の種類および支払方法

喪失利益および収益減少防止費用を保険金としてお支払いします。

引受保険会社が保険金を支払うべき損失の額は、次の規定に従って算出します。詳細は特約をご確認ください。

①喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。

②収益減少防止費用については、直近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益+経常費}}$$

③①および②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が保険価額より少ないときは、引受保険会社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用}) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額}}$$

④①から③までの規定により算出した保険金の額がこの特約の保険金額を越えるときは、この保険金額をもって限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

共通	○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任 ○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） ○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
施設危険補償	○店舗の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害 ○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 - ア.航空機 - イ.パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球 - ウ.自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。） - エ.店舗外における船舶・車両（原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。） ○LPガス販売業務の遂行に起因する損害 ○店舗の用法に伴う加入者証記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因する損害のうち、被保険者の仕事が完了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または放棄された後に、その仕事の結果について生ずる損害 ⇒生産物危険条項にて一部補償の対象となります。 ○被保険者によって製造、販売または提供された商品、製品、飲食物等の財物（以下「生産物」といいます。）が他人に引渡された後のその生産物に起因する損害 ⇒生産物危険条項にて一部補償の対象となります。

施設・業務危険補償	○石油物質が店舗から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ア.水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任 イ.水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任 ○石油物質が店舗から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。） ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 ア.身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 イ.はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ウ.ア.またはイ.に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 等
生産物危険補償	○保険期間前にすでに発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に起因する損害 ○生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体に対する損害 ○仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体に対する損害 ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害 ○事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害 ○生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物（完成品。以下同様です。）が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。 ○生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次の損害 ア.製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（「製造品・加工品」といいます。以下同様です。）が損壊したことに起因する損害 イ.製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害 ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。 ○生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 ア.医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 イ.はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことが許されていない行為を含みます。 ○自動車もしくは医薬品等（以下「対象外生産物」といいます。）または対象外生産物の製造、販売（小分けを含みます。）もしくは対象外生産物への作業の結果に起因して生じた損害 ○LPガス販売業務の結果に起因する損害 ○事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物（生産物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一原因に起因する損害 等
人格権侵害補償	○被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 等
受託財物補償	○保険契約者、被保険者、被保険者の代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した受託物の盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が損壊または紛失もしくは盗取されたことに起因する損害 ○貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物または自動車（自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）が損壊または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害 ○受託物の瑕疵（かし）、自然の消耗またはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他類似の事由もしくはねずみ食い、虫食いなどに起因する損害 ○原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊による損害 ○屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害 ○受託物が顧客に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 等
携行品損害補償	○携帯品の紛失または盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 等
食中毒・特定感染症利益補償	○保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ○被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ○戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変・暴動または騒擾（じょう）または労働争議中の暴力行為・破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱 ○地震・噴火・津波・高潮または洪水 ○脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

店 舗 賠 償 責 任 保 険 ご 加 入 の 際 の ご 注 意

- この保険は一般社団法人日本麺類業団体連合会が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

申込人	一般社団法人日本麺類業団体連合会の組合員に限ります。
記名被保険者	一般社団法人日本麺類業団体連合会の組合員に限ります。

●＜保険会社破綻時等の取扱い＞

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
- 補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社） 引受割合 70%
東京海上日動火災保険株式会社 // 30%
- 幹事会社
三井住友海上火災保険株式会社（担当課）総合営業第一部 第一課
TEL03-3259-4139
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（いずれも海外にあるものを含む）（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24 時間 365 日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社へ書面によりご連絡いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

<食中毒・特定感染症利益補償保険金について>

保険金のご請求に必要な書類
①引受保険会社所定の保険金請求書
②引受保険会社の定める事故状況報告書
③直近会計年度の損益計算書および製造原価報告書、製造工程表、罹災直前12か月のうち収益減少期間に相当する期間の営業収益および引受保険会社が求めた期間の営業収益・生産販売計画などの書類、製品種類別製品単価資料、収益減少防止費用または営業継続費用の支出を確認する書類、支出を免れた経常費等が確認できる書類、復旧工程表等の損失または費用の額を確認する書類

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。
 (注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。
 (注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない

い事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

- (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。
 ■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2015年10月1日以降始期契約用

店舗賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では店舗賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
 お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
 ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
 申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
 ※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。
 ※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
 この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
店舗賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 (自動セット) 賠償責任保険追加特約 (自動セット) + 店舗特別約款 + 食中毒・特定感染症利益補償特約 + 受託財物補償特約 + 人格権侵害補償特約 + 携行品損害補償特約 + 保険証券総支払限度額設定特約

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
店舗賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
 (注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

- 保険金をお支払いする主な場合
 パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。
 ■お支払いの対象となる損害
 パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。
 ■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
 パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)をご参照ください。

2 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3 保険料の払込方法について

パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**【注意喚起情報のご説明】**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

① ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、一般社団法人 日本麺類業団体連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。
加入申込票^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。
(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

③ 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

④ 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

⑤ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

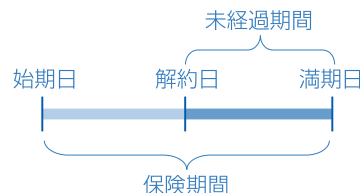
保険料は、パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)記載の方法により払込みください。パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

⑥ 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申し出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右下図をご参照ください。)分よりも少なくなります。
たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



⑦ 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)をご参照ください。

⑧ 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

⑨ 個人情報の取扱い

パンフレット本文(めん類飲食店賠償責任共済)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 ニチメンサービス有限会社
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4
TEL:03-3237-1727 FAX:03-3262-5209

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

受付時間:平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

受付時間:平日 9:15~17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

めん類飲食店賠償責任共済 加入申込票

— 店舗賠償責任保険 —

●加入申込票は、お手数ですがコピーをお取りいただき加入者証が届くまで大切に保管してください。

加入申込票には事実を正確にご回答(記入)ください。

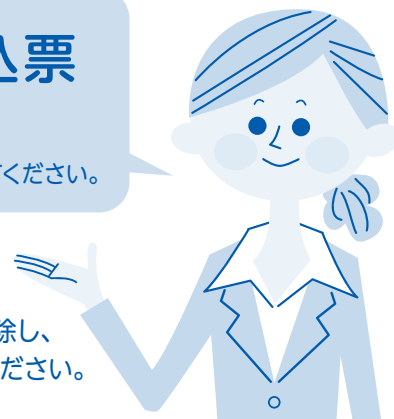
保険契約において※印の項目は危険に関する重要な項目です。

ご回答内容が事実と相違する場合または事実を記載しなかった場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

★印の項目は大切な項目です。訂正する場合は

申込人(記名被保険者)の訂正印(または訂正署名)をお願いします。

保険期間 2018年12月10日午後4時から
2019年12月10日午後4時まで



加入申込日	20	年	月	日	中途加入日	20	年	月	日
-------	----	---	---	---	-------	----	---	---	---

組合名			
申込人(記名被保険者)			
★ 屋号または 法人名	フリガナ ----- _____		
保険契約についての重要な事項に関する説明書類を受け取るとともに、申込内容が意向に沿ったものであることを確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。	代表者 氏名	フリガナ ----- ★フルネームでご署名ください	
店舗 所在地	フリガナ ----- 〒 _____ _____		
	TEL	— — — — —	従業員数： _____ 名
店舗 所在地 (店舗が複数となる 場合はお書きください)	フリガナ ----- 〒 _____ _____		
	TEL	— — — — —	従業員数： _____ 名

掛金	1店当たりの掛金 円 × ※店舗数 = 合計掛金 円				
※ 他の 保険契約等	この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある。(ありの場合は右欄に記入。記入がない場合は「なし」となります。	会社名	保険種類	保険金額・ 支払限度額	過去3年間に おける事故 あり 万円 回

●上記では記入欄が不足する場合には、取扱代理店または引受保険会社にお申し出ください。

*補償内容はパンフレット(めん類飲食店賠償責任共済)をご覧ください。

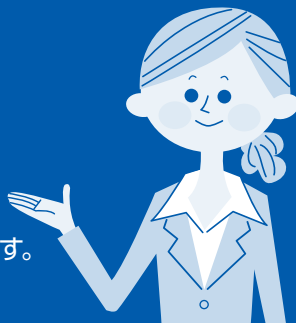
*年間掛金は10,000円、中途加入の場合は2ページの中途加入掛金表をご参照ください。

HAFD64-1708



申込方法

※加入申込票の提出は新規加入
及び中途加入の方のみ必要となります。



新規加入の場合

10ページの加入申込票に
必要事項をご記入ください。



掛金を添えて加入申込票を
各所属都道府県組合事務局へ
ご提出ください。

次年度からは口座引落しの設定も可能です。詳細は日本麺類業団体連合会までご連絡ください。

中途加入の場合

毎月5日までに掛金を添えて
加入申込票を各所属都道府県組合事務局へ
ご提出ください。



同月10日午後4時から補償が開始され、
2019年12月10日午後4時までが
補償期間となります。

<自動継続の取扱いについて>

前年からお加入されている皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同内容のセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。ただし、掛金の払込みが必要です。払込方法については、個別にご案内いたします。

お問い合わせ先・事故時のご連絡先

一般社団法人 日本麺類業団体連合会

〒101-0051 千代田区神田神保町2-4麺業会館

TEL. **03-3264-6265** FAX. **03-3264-6287**

■ 取扱代理店

ニチメンサービス有限会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4麺業会館

TEL. **03-3237-1727** FAX. **03-3262-5209**

■ 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会

(担当課) 総合営業第一部 第一課

TEL. **03-3259-4139**